

87. 問題点

以上みてきたように、あいつりん地区における医療問題は、深刻なものがある。今までは、生活保護法だけで解決すべしとやってきたが、今後は、この方向へもってゆくようにしていかなければならぬ。

1. 保険に入らせる

働ける者は、国庫健康保険、もしくは、住所を定めて国民健康保険等に参加して、医療をみる

2. 他法を活用する。

法による公営施設の制度を利用する

3. 生活保護法は、最後の手段とする。

4. 医療機関の受け入れ体制の問題

① 大阪社会医療センターは、あいつりん地区の専用病院であるにもかかわらず、機能的に対応していない

② 他のベットの確保

第2節 失業問題

この行政は、都道府県の事務なので、市としては協力する程度。 < 労働行政 >

資本主義体制のもとでは、定雇雇用が不可能なので、どうしても、ストックの役割をスラム地区が果たさざるを得ないので、大きな問題となっている。

6年以降、10年かかってようやく、日雇労働者失業保険制度が適用されたにすぎている。

1) 就労体制の根本的改善

① 手配師の問題

② 西成労働福祉センターの問題

2) 日雇労働者失業保険の地区にある改善、適用

。 5/25 // はじめてあいつら地区に適用 10/26/1981 13-17/1981

3) 日雇労働者のボーナスの問題

① 46. 8/24 府と住港の国交で 府と雇用団体が 400万円を

出し、日雇失業保険に加入している約2000人の労働者に「福利

厚生金」を1人2000円支給... 計4000万円支給

○ 繰返される騒動

曲成区のアイツシム地区に、4月10日「愛護会館センター」が開かれ、「登り始めが変わる」と期待されたが、不安定な就労形態はいっ、こゝに改善されていゝない。

「約2万人いるトヤ住まいの、大部分が単身男子の日雇労働者の存在」 = 登り始めの都市スラムとしての特殊性

職業紹介は、職業安定法で公共職業がする連丁前になっている。日雇労働者の場合、求職者は職業の窓口に住民票か米穀通帳、印鑑を提出「日雇求職票」を作ってもらふと「日雇労働者被保険者手帳」が交付され、ゆき日の朝、窓口の手帳を出せば、職を紹介してもらふ仕組み。

一方、職業は、求人側が「人入れ企業」がないが、賃金や労働時間などは労基法違反はないが、健康、労災、失業の各種保険を完備していないか否をチェック、どこに就いても求人をはねつける極限を与えられている。

ところが、アイツシム地区の労働者は、職業が出来たお母からその窓口には送寄ろうとしない。いゝいゝ事情で身元がわかることを極度にまらう者が多いから。

昭和46年 1月 住民票や米の通帳は、「トヤ」の証明

代用出賃ることにはしたが、ヤウでも成る。

取安にして、あいつス地区に集まる求人側をスーナリ
受け入れるには、問題が多すぎる。労賃の「二ハネ」を食
派にして、暴力団は、愛隣地区内 30 団体のうち 20 程
団体もあり、ヤウ配下にはおぼろ 200 人の暴力団配師が、毎
朝労務者を雇い入れている。また各種保険や安全衛生規則
などを守っていない企業は数少ない。いまのまま取安が軌道
を、ヤウを引き受けると、暴力団やあいつス会社に労力を
供給することになる。といて、取安法の精神とがリ業
徒業者を排除すれば、求人数は大幅に減り、労務者の「あ
ぶれ」が殺出して、どク存騒動になるかわからない。

さる 36 年 6 月のオー次騒動の翌月、あいつス対策として
府労働部所定、37 年 10 月暴力福祉センターが出来たが、い
ずれも就労形態の改革を回避、取安法の保護を受けない無
料取業を、ヤウ所に過ぎなかった。

さる 35 年 10 月、労働者、府が 20 億円を出して愛隣地区セ
ンターを建設したとき、府労働部、労働福祉センター、取
安の三者が協議、このままでは暴力団配師や無資格者を追
放するのと同様に、この 6 月間はこりまてあいつスセンターが

就労あっせんを行う。セニターはやり間に業者の賃金加入を徹底させ、違法業者は取安に通告して摘発。600社にのぼる業者を整理したうえで、取安へ一切の業務を引き継ぐ」との約束が出来、求人業者にも伝えられた。阿倍野取安の西成出張所をあいりん公共取安に昇格させ、労務福祉セニターと向かいあったセニター3階に事務所を開設したのは、その布石であった。

しかし、悪質業者の整理がすすまず、中断してしまふ。

あいかわらず「人量市場」がまかり通っている。その西成労務福祉セニター等を信じた総店セニターに任せ出している年間予算(5×6)は1億7600万に達している。

あいりん総店セニターは、路上いっばいに行きわけていた就労あっせんを一階の寄せ場にまとめ、港湾関係はあいりん取安、建設と製造運輸部門は西成労務福祉セニターが担当、届け出制をとった。スラウの分散論をなく集中論が押しきった形。

「相対多式」のマン・ツー・マン求人はやりませ。手配師は求人連絡員と名を変えただけで実質的に野放し。港湾労務法適用の港湾関係は日当は高いが、省力化と輸

出不振で求人が激減。代わりに 中ビと暮った建築関係は、
“ピンハネ”が放置され、日当 2200 ~ 300円とパンパフ
屋敷 (set) より低下している。センターに届けたい
“もぐり”求人。はあとを断たず、トランプしは昨日のよう
にある。

昭和46年11月から適用された日雇労働者失業保険の手
帳所持者が ^(46.11.15) 4600人を上回ったのが、あいらん総合セ
ンターがてきとりの唯一の成果。

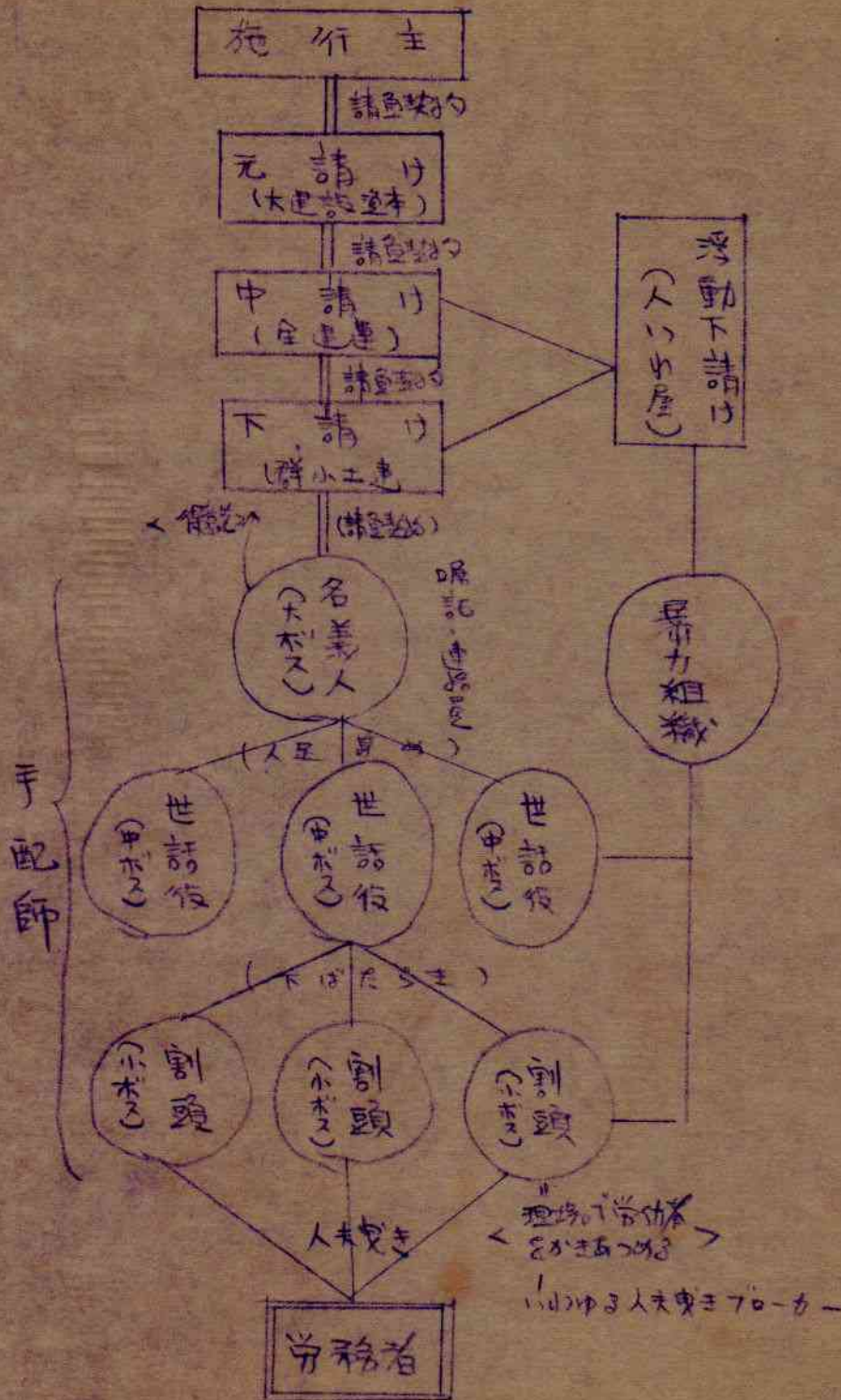
- 新
た
め
- ◎ 紹介業務の一本化 (= 取安による)
 - ◎ 手配師の規制
 - ◎ 全労連労働建設支部西友会による労務者
例の団結による労働基本権の保証運動

しかし“総后対策”は進まず、現場でのみ苦勞
している。

一日の求人数 } 2400 ~ 500件 (多い時)
 } 160件 (少ない時)

当然“あふれ”が多く居る。

< 請負制度図 >



オ3節 住居問題

1) 簡易宿所

広義には社会福祉施設としての無料、または低額の宿泊所をも含むが、この場合はいわゆる「ドヤ」、つまり従来業法で定められた簡便な旅館の一種としての「簡易宿所」をさす。厂史的には、その起源は「木賃宿」に求められ、形式はさまざまだが、主としてベッド式と小間式に大別される。いずれも日払いが原則だが、世帯もその長期滞在者もあり、実際には住居の役割を果たすことが少なくない。利用者の大部分は不安定な仕事につき独身者である。

① あいソん地の簡宿

- 1) 近年新築された4階以上の近代的な鉄筋高層簡易宿 (A型)
- 2) 従来一般的であった木造2階建の標準的な3畳小間式簡易宿 (B型)
- 3) 外観、構造、設備すべてにおいて劣悪な条件下にある階層式または大部屋式の下級簡易宿 (C型)

○ 簡易宿所別年次変化 (保健所資料)

種類	年別 年度	合計	東田	山王 123	今池	東入 船	西入 船	海道	甲山	東根	東四系
37	125	35	17	3	36	13	7	13	1		
39	157	43	19	4	43	12	10	12	5	3	
42	171	42	19	4	48	13	12	21	9	3	
43	170	43	19	4	48	13	12	21	9	3	
無許可簡易宿所	36年	50	4	1	1	17	-	4	4	19	
	37	50	4	1	1	17	-	4	4	19	
	39	68	3	3	-	14	2	4	1	20	2
	43	69	5	3	1	15	2	14	1	25	2
計	36年	174	40	20	4	51	13	10	16	20	
	39	205	46	22	4	57	14	12	19	25	5
	43	241	48	22	5	63	16	26	22	34	5

○ 形態別施設数 (539.9)

	個室式(個室)	階層式	直上式(部屋)	計
許可宿	153	12	4	169
無許可宿	18	22	5	45
計	171	34	9	214

○ 形態別施設数 (543.3)

	個室	階層式	個室+階層式	部屋+階層式	計
許可宿	136	29	5	2	172
無許可宿	20	22	1	0	43
計	156	51	6	2	215

○ 収容人員別比較

収容人員	昭和 28	昭和 29
0-19人	22	9
20-29人	106	152
30人以上	49	69
計	276	230

○ 簡易宿所宿泊状況推移

調査年月	簡易宿所数	最大収容人員	宿泊者数
28年	170		12,709
29年	226		12,356
30年	276	18,220	12,877
31年(推)	266	20,160	13,921
32年(推)	286	20,124	14,078

○ 簡易宿所に概況(昭和 28)

	簡易宿所 計	構造別			許可		宿泊	
		木造	鉄筋3階 以下	鉄筋4階 以上	有	無	30人 以上	30人 以下
合計	236	186	32	13	156	20	131	105
東田	46	42	3	1	40	6	27	19
山王1.2.3	20	19	1		18	2	12	8
今池	4	3	1		3	1	2	2
東入船	62	60	9	1	39	23	45	17
西入船	16	13	3		14	2	14	2
海道	27	19	7	1	11	16	9	18
甲岸	21	15	6		20	1	15	6
東萩	36	23	8	1	8	28	4	32
東田	4	6		1	6	1	3	1